# 2023年度(第2次) 関西学院大学大学院 法学研究科 博士課程 後期課程 一般 入学試験問題

# 【行政法】

受験番号 氏 名

- 問1 命令制定権限の限界に関する最判平成3年7月9日(幼年者接見不許可事件)と最判平成2年2月1日(サーベル登録拒否事件)とを比較し、その共通点と相違点を説明しなさい。
- 問2 最判平成21年7月10日(福間町公害防止協定差止訴訟)は最判平成14年7月9日(宝塚パチンコ店事件)に 反するのではないかとの疑問に対して、反しないという説明を行いなさい。

#### 〈参照条文〉

行政代執行法(昭和23年法律第43号)

- 1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。
- 問3 以下の二つの法律を比較して、一般送配電事業許可と高圧ガス製造事業許可の法的性質の違いを論じなさい。
- 一般送配電事業許可:電気事業法(昭和 39 年法律 170 号)
- 第三条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の 許可をしてはならない。
  - 一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
  - 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
  - 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。
  - 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
  - 五 その一般送配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。

## **高圧ガス製造事業許可**:高圧ガス保安法(昭和 26 年法律 204 号)

- 5条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(・・・)が一日百立方メートル(・・・)以上である設備(・・・)を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(・・・)
- 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン (・・・) 以 上のもの (・・・) を使用して高圧ガスの製造をしようとする者
- 8条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。
- 製造(・・・)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

### 〈出題意図〉

- 問1は、行政立法に関する基本的知識を問うものである。
- 問2は、行政契約に関する基本的判例に関する知識を問うものである。
- 問3は、いわゆる警察許可と公企業の特許の違いを具体的な条文から導くことを求めるものである。